

傍聴要領

浦添市マンション管理適正化推進計画検討委員会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する場合は会議の予定時刻までに会議会場受付において、住所及び氏名又は所属機関を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 受付開始時刻は、会議催予定時刻の 10 分前からです。
- (3) 会議の受付は、先着順で行い定員になり次第終了いたします。
- (4) 今回の会議傍聴定員は 3 名です。

2 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する際には、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴希望者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。
- (3) 傍聴希望者が3の規定に違反するおそれがあると認められる場合は、傍聴を許可しないことがあります。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議場での発言等に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 鉢巻、腕章、ゼッケン、たすき、旗、プラカード等を用いる示威的行為をしないこと。
- (5) 携帯電話等は電源を切り使用しないこと。
- (6) 会議場において、撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。
- (7) その他会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。